

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する同条第1項)の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 お宝発見水口店 甲賀市水口町北泉一丁目131ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から20時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から20時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から25時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から25時30分まで
- 3 変更年月日 令和5年6月24日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社チェンジ 福岡県久留米市中央町1番地1-3302 代表取締役 長瀬 功
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,631 m²
 - (3) 駐車場の収容台数 80台
 - (4) 駐輪場の収容台数 18台
 - (5) 荷さばき施設の面積 40平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量 23.93立方メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 5 届出年月日 令和5年6月16日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和5年7月7日から令和5年11月7日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年11月7日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号